

## 栄町図書室雑誌スポンサー制度実施要綱

令和8年栄町教育委員会告示第6号

### (目的)

第1条 この要綱は、企業、個人の事業者、団体等が、社会貢献活動の一環としてふれあいプラザさかえの施設である図書室（以下「図書室」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図るとともに、雑誌スポンサーが文化や知識・教養を支える地域貢献と利用者サービスの向上を目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同する企業、個人の事業者、団体等（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書室の雑誌として配架する。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲載することができる。

3 教育委員会は、ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申し出により匿名にすることができる。

### (雑誌スポンサーの対象とならない者)

第3条 次の各号に掲げる業種又は事業者に該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (2) 消費者金融
- (3) 占い、運勢判断に関するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 社会問題を起こしている事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める業種又は事業者

### (提供雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、教育委員会が選定した雑誌一覧の中から、広告を掲出する雑誌を選定する。

### (申込方法)

第5条 雑誌スポンサー制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、栄町図書室雑誌スポンサー制度申込書（別記第1号様式）により、次に掲げる書類を添付して、

教育委員会に申し込まなければならない。

- (1) 会社概要その他の業種が分かる書類
  - (2) 提供雑誌に広告の掲載を希望する場合は、その広告案を示す書類
  - (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申込は、原則として先着順に、随時受け付ける。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明したときは、同項の規定による申込みがなかったものとみなすことができる。

(覚書の締結等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該審査により第3条各号に該当しない場合 当該申込をした者と栄町とで覚書を取り交わすものとする。
  - (2) 当該審査により第3条各号に該当する場合 栄町図書室雑誌スポンサー制度決定通知書(別記第2号様式)を通知するものとする。
- 2 雑誌スポンサー制度の利用期間は、年度を単位とする。ただし、年度の途中で前項第1号の規定により覚書を取り交わしたとき、当該覚書を取り交わした日の属する月の翌月から当該年度末までとする。
- 3 前項第1号の規定により覚書を取り交わした者は、雑誌スポンサー制度の利用期間を更新するとき又は当該利用を止めるときは、期間満了の2箇月前までに、教育委員会に文書又は口頭により意思表示を行うものとする。

(広告掲載料の支払い及び納入)

第7条 広告の掲載料(以下、「広告掲載料」という。)の額は、広告を掲載する提供雑誌の購入代金に相当する額とする。この場合において、広告掲載料の納付後に、広告を掲載する提供雑誌の価格等に変動が生じた場合であっても、広告掲載料の追加徴収、返金等は行わないものとする。

- 2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定による返還に対しての利息は付さないものとする。
- 4 広告掲載料の支払いは一括先払いとする。
- 5 広告掲載料の支払いに係る振込み手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 6 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、教育委員会と雑誌スポンサーとで協議の上、別の提供雑誌に振り替える。

(広告の掲載)

第8条 提供雑誌の最新号の表面に雑誌スポンサーの名称等を表示する場合は、縦4センチ、

横13センチ以内で、地色は白色、文字は黒色とし、表示位置は、配架したときに、雑誌スポンサーの名称等が見える位置とする。

- 2 提供雑誌の最新号の裏面に広告を掲載する場合は、最新号のカバーに、広告を挿入する。広告サイズは、提供雑誌の大きさまでとする。
- 3 提供雑誌の表面の雑誌スポンサー名表示は教育委員会が作成し、その裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 4 提供雑誌の配架位置は、教育委員会が決定する。
- 5 広告の内容は、教育委員会と協議の上、契約期間中3回まで変更することができる。
- 6 広告の掲出期間は、雑誌スポンサー制度の利用期間と同様とする。

(提供雑誌の所有権)

第9条 雑誌の所有権は、栄町に帰属する。

(覚書の解約及び広告の掲載の取消)

第10条 雑誌スポンサーが、次に掲げる事由に該当することが明らかな場合は、教育委員会は当該雑誌スポンサーと取り交わした覚書を解約することができる。

- (1) 提供雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
  - (2) 当該覚書について、雑誌スポンサーがこれを遵守していないことが判明し、教育委員会が改善の要請を行なったにもかかわらず改善されないとき。
  - (3) 栄町図書室雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
  - (4) 覚書締結の取交し後、状況変化等により第3条に抵触したとき。
- 2 雑誌スポンサーが提供雑誌に掲載した広告の内容が、次に掲げる事由に該当することが明らかな場合は、教育委員会は当該広告の掲出を取り消すことができる。
- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
  - (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
  - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。